

令和6年度墨田区議会定例会 11月議会提出予定案件

〈予算〉

- 1 令和6年度墨田区一般会計補正予算

〈条例〉

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例
- 2 墨田区手数料条例の一部を改正する条例
- 3 墨田区副区長定数条例の一部を改正する条例
- 4 墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 5 すみだ障害者就労支援総合センター条例の一部を改正する条例
- 6 墨田区立公園における移動等円滑化の基準に関する条例の一部を改正する条例

〈その他〉

- 1 墨田区横川コミュニティ会館の指定管理者の指定について
- 2 八広地域プラザの指定管理者の指定について
- 3 すみだトリフォニーホールの指定管理者の指定について
- 4 すみだ北斎美術館の指定管理者の指定について
- 5 墨田区すみだ保育園の指定管理者の指定について
- 6 東向島児童館及び東向島児童館分館の指定管理者の指定について
- 7 立川児童館の指定管理者の指定について

1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(1) 改正理由及び内容

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正（6.6.7公布、施行日未定（※））により、引用条文に移動があることに伴い、墨田区特別区税条例及び墨田区議会の個人情報保護に関する条例について、所要の規定整備をする。

※ 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

(2) 施行期日

墨田区規則で定める日

2 墨田区手数料条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

建築基準法の一部改正（6.6.19公布、6.11.1施行）により、引用条文に移動があったことに伴い、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日

公布の日

3 墨田区副区長定数条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

区民ニーズが複雑化・多様化する中で、重要な行政課題に対し、スピード感をもって区政を推進していく必要があることを踏まえ、執行体制の強化を図るため、副区長の定数を2人に改める。

(2) 施行期日

公布の日

4 墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

急患等として保険医療機関等を受診した被保険者に係る保険料の徴収猶予の取扱いを定めるほか、国民健康保険法の一部改正（5.6.9公布、6.12.2施行）により、被保険者証の返還の求めに応じない者への過料に係る規定が削除されること等に伴い、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日

本年12月2日

5 すみだ障害者就労支援総合センター条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

障害者の就労支援の充実を図るため、センターの行う事業に計画相談事業を追加し、当該事業に係る施設を設置するとともに、事業の役割を明確化するため、生活支援事業及び生活支援施設の名称を改め、当該施設の利用時間を変更する。

(2) 施行期日

令和7年1月1日。ただし、生活支援施設の利用時間の変更に係る改正については、同年4月1日

6 墨田区立公園における移動等円滑化の基準に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正（6.6.21公布、7.6.1施行）により、引用条文に移動があることに伴い、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日

令和7年6月1日

1 墨田区横川コミュニティ会館の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、墨田区横川コミュニティ会館の指定管理者を次のとおり指定する。

- (1) 施設の名称 墨田区横川コミュニティ会館
- (2) 指定管理者 ソシオーク・テルウェル・東武ビルマネジメント共同企業体
- (3) 指定期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

2 八広地域プラザの指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、八広地域プラザの指定管理者を次のとおり指定する。

- (1) 施設の名称 八広地域プラザ
- (2) 指定管理者 一般社団法人吾嬬の里
- (3) 指定期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

3 すみだトリフォニーホールの指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、すみだトリフォニーホールの指定管理者を次のとおり指定する。

- (1) 施設の名称 すみだトリフォニーホール
- (2) 指定管理者 公益財団法人墨田区文化振興財団
- (3) 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

4 すみだ北斎美術館の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、すみだ北斎美術館の指定管理者を次のとおり指定する。

- (1) 施設の名称 すみだ北斎美術館
- (2) 指定管理者 公益財団法人墨田区文化振興財団
- (3) 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

5 墨田区すみだ保育園の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、墨田区すみだ保育園の指定管理者を次のとおり指定する。

- (1) 施設の名称 墨田区すみだ保育園
- (2) 指定管理者 ミアヘルサ株式会社
- (3) 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

6 東向島児童館及び東向島児童館分館の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、東向島児童館及び東向島児童館分館の指定管理者を次のとおり指定する。

- (1) 施設の名称 東向島児童館及び東向島児童館分館
- (2) 指定管理者 一般財団法人本所賀川記念館
- (3) 指定期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

7 立川児童館の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、立川児童館の指定管理者を次のとおり指定する。

- (1) 施設の名称 立川児童館
- (2) 指定管理者 労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団
- (3) 指定期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年度 墨田区一般会計補正予算(第7号)概要

I 歳入歳出予算補正

補正前の額	補正額	補正後の額
千円 141,705,058	千円 281,410	千円 141,986,468

◇ 歳 出 281,410 千円

- 1 民生費 278,410千円
 - (1) 児童福祉費 278,410千円
 - ・ 保育施設指導・検査等事業費追加 6,850千円
認可保育所等における不適切保育の未然防止を図り、子どもの更なる安全・安心を確保するため、区内全保育士等に対し、子どもの人権意識の醸成を図る。
 - ・ 認可保育所等環境整備事業費追加 271,560千円
認可保育所等における不適切保育の未然防止を図り、子どもの更なる安全・安心を確保するため、保育環境の整備を推進する。
- 2 教育費 3,000千円
 - (1) 幼稚園費 3,000千円
 - ・ 幼稚園管理運営費追加 3,000千円
区立幼稚園における不適切保育の未然防止を図り、園児の更なる安全・安心を確保するため、保育環境の整備を推進する。

◇ 歳 入 281,410 千円

- 1 繰越金 93,639千円
 - (1) 繰越金 93,639千円
- 2 繰入金 187,771千円
 - (1) 基金繰入金 187,771千円
 - ・ 財政調整基金からの繰入金追加 187,771千円

II 債務負担行為補正
(追加)

(単位:千円)

事項	期間	限度額
児 童 館 維 持 管 理 事 業 (立 花 児 童 館 長 期 修 繕 工 事)	令和7年度	129,000